

人事院公示第 20 号

人事院総裁は、人事院規則 2—15（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第 1 条の規定に基づき、令和 4 年人事院公示第 11 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 4 月 8 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
1・2 (略)			1・2 (略)		
別表			別表		
個人情報 の保護に 関する法 律第 5 章 第 2 節か ら第 5 節 まで（同 法第 7 4 条及び同 章第 4 節 第 4 款を 除く。） に定める 権限又は	内部部局 （委員会等 を含む。以 下同じ。） のうち、総 務課、 <u>総合</u> <u>政策課</u> 、人 事課、会計 課、 <u>国際</u> <u>課</u> 、情報管 理室及び政 策立案参事 官	事務総長	個人情報 の保護に 関する法 律第 5 章 第 2 節か ら第 5 節 まで（同 法第 7 4 条及び同 章第 4 節 第 4 款を 除く。） に定める 権限又は	内部部局 （委員会等 を含む。以 下同じ。） のうち、総 務課、 <u>企画</u> <u>法制課</u> 、人 事課、会計 課、 <u>国際</u> <u>課</u> 、 <u>公文書</u> <u>監理室</u> 、情 報管理室及 び政策立案 参事官	事務総長

事務のうち下欄に掲げるものの以外のもの	内部部局のうち、総務課、 <u>総合政策課</u> 、人事課、会計課、 <u>国際課</u> 、 <u>情報管理室</u> 及び政策立案参事官以外の部局又は機関	各局長	事務のうち下欄に掲げるものの以外のもの	内部部局のうち、総務課、 <u>企画法制課</u> 、人事課、会計課、 <u>国際課</u> 、 <u>公文書監理室</u> 、 <u>情報管理室</u> 及び政策立案参事官以外の部局又は機関	各局長
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和8年4月8日から効力を発生する。